

佐賀県高等学校等修学支援基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第三十九号

佐賀県高等学校等修学支援基金条例

(設置)

第一条 高等学校等に在学する生徒であつて経済的理由により修学が困難なものに対する教育の機会の確保を図る施策（以下「修学支援に関する施策」という。）の実施に要する経費の財源に充てるため、佐賀県高等学校等修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確實かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確實かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計又は佐賀県育英資金特別会計の歳入歳出予算に計上して、修学支援に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があるときは、確實な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとができる。

(処分)

第六条 基金は、修学支援に関する施策の実施に要する経費の財源に充てる場合に限る、一般会計又は佐賀県育英資金特別会計の歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。